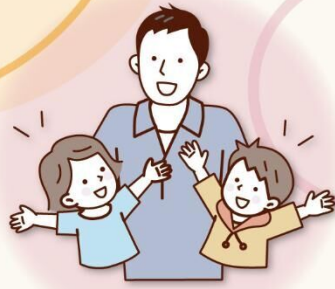


概要版



# 甲州市こども 計画

令和8年度 ➔ 令和11年度

こどもの未来を  
地域みんなで育てるまち 甲州市



令和8年3月  
甲州市

## 1 計画策定の背景・趣旨

我が国では、こどもや子育て家庭を取り巻く社会環境が大きく変化しており、少子化の急速な進行とともに、ライフスタイルや価値観のさらなる多様化が進んでいます。同時に、児童虐待、不登校、ヤングケアラーといった問題の深刻化が進む一方で、定年延長による祖父母の就労継続や地域社会のつながりの希薄化などの要因により、子育て家庭が周囲からの支援を得ることが困難な状況となっています。

このような状況を受け、国では令和5年4月に「こども基本法」が施行され、こども施策を社会全体で総合的に推進するための包括的な基本法を整備しました。同時期には「こども家庭庁」が発足し、こどもの健やかな成長や権利利益の擁護、子育て家庭への支援に関する事務を一元的に所管することとなりました。

さらに同年12月には、こども基本法の理念に基づき、「こども大綱」が閣議決定され、こども施策の総合的な推進に向けた指針が示されました。

こども基本法では、都道府県に対してこども大綱を勘案した「都道府県こども計画」の作成を、また市町村に対してはこども大綱及び都道府県こども計画を勘案した「市町村こども計画」の策定に努めることを求めています。

本計画は、これらの社会情勢や国の動向、本市のこども・子育てに関する現状を踏まえ、こども施策にかかる一体的な計画として策定しました。

## 2 計画の期間

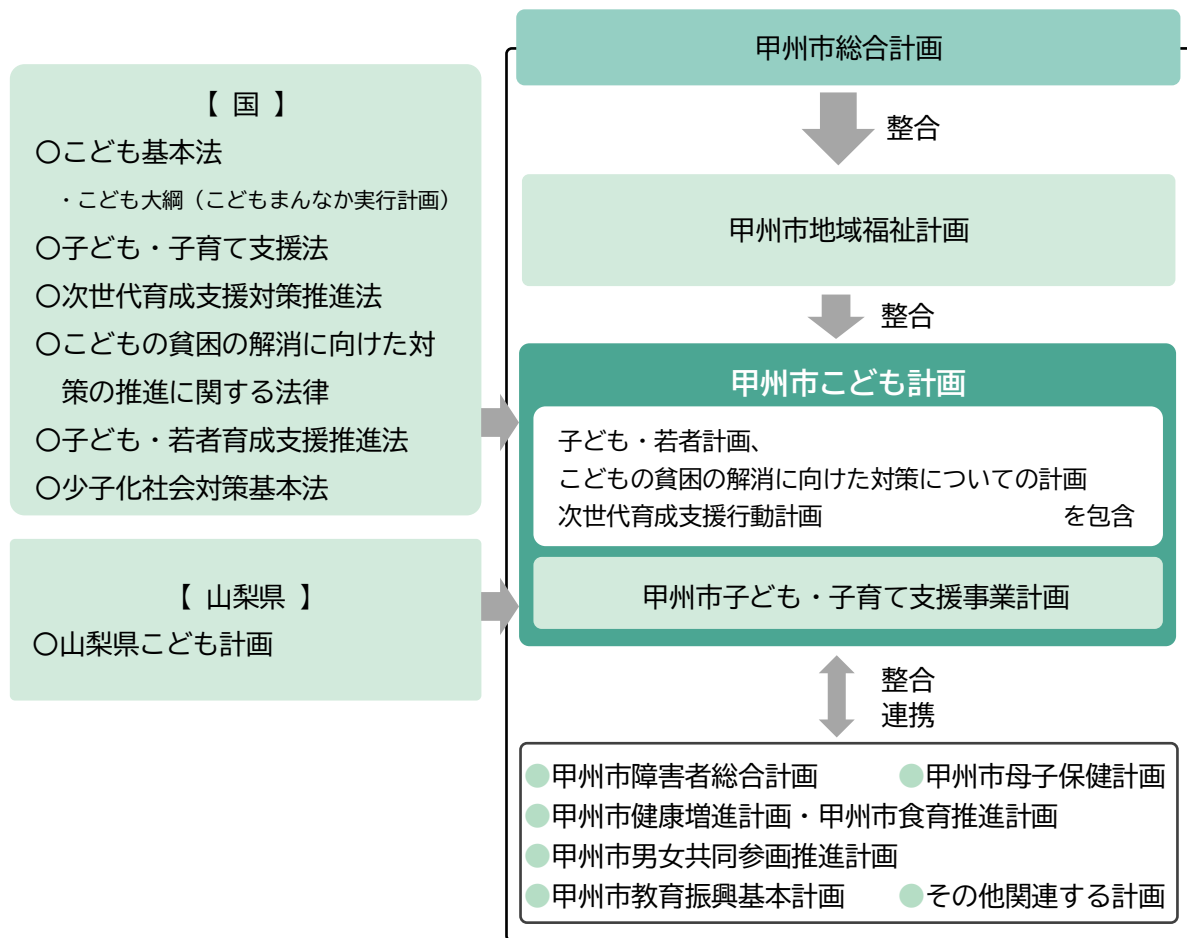
本計画は、令和8年度から令和11年度までの4年間を計画期間とします。

なお、社会・経済情勢の変化や、さまざまな状況の変化に合わせ、必要に応じて見直しを行います。

## 3 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条の規定に基づく「こども計画」です。

また、本計画は、市政の最上位計画である「甲州市総合計画」を補完する個別計画として策定し、甲州市地域福祉計画を上位計画とします。策定に当たっては、国が示す「こども大綱」や関連する法律、山梨県が策定する「山梨県こども計画」、市の各種計画等との整合・連携を図っていきます。



\*国の成育医療基本方針に基づく計画（母子保健分野）については、甲州市母子保健計画として策定しています。

## 4 計画の対象

本計画は「心身の発達の過程にあるすべての子ども」を対象とします。18歳や20歳といった特定の年齢で必要なサポートが途切れることなく、乳幼児期から学童期・思春期・青年期を経て成人期への移行期にある者が、それぞれ状況に応じて社会で幸せに暮らせるよう支えるものです。

また、「子育て当事者」も施策の対象としています。

乳幼児期	学童期	思春期	青年期
義務教育年齢に達するまで	小学生	中学生年代から概ね18歳まで	概ね18～30歳未満 ※施策によってはポスト青年期（30～39歳）も含む

\*発達段階に応じて、「乳幼児期（義務教育年齢に達するまで）」、「学童期（小学生年代）」、「思春期（中学生年代～概ね18歳）」、「青年期（概ね18歳～30歳未満、施策によってはポスト青年期を含む）」に分けて記述します。なお、「若者」に法令上の定義はありませんが、本計画では思春期及び青年期の者を指します。「子ども」と「若者」は重なり合いますが、青年期全体が対象であることを明確にするため、法令の規定を示す場合を除き、原則として「若者」の表記を用います。

\*本計画において、ひらがな表記の「子ども」は、子ども基本法に基づき「心身の発達の過程にある者」を指します。ただし、制度の規定や既存の事業名、固有名詞等については、「子ども」や「子供」の表記を用いる場合があります。

## 5 計画の基本理念

### 基本 理念

## こどもの未来を 地域みんなで育てるまち 甲州市

「こども大綱」において、こどもの育ちを地域社会全体で支えること、こども自身が年齢及び発達の程度に応じた意見を表明し、個人として尊重されるとともに、最善の利益が優先して考慮されることが求められています。また、誰もが家庭や子育てに夢を持ち、喜びを実感できる社会環境の整備が重要です。

このことを踏まえ、こどもが自分らしく育ち、心豊かに夢を描きながら未来に向かって成長できる社会の実現を目指します。そして、誰もが安心してこどもを産み育てることができるまちづくりを推進します。

### 基本目標1：すべてのこどもが健やかに育つよう支援します

こどもを権利の主体として尊重し、その権利を保障します。虐待、貧困、障害など困難な状況にあるこどもへの適切な支援に加え、安心・安全の確保と多様な体験の機会を提供することで、すべてのこどもがライフステージを通じて健やかに育つ環境を整備します。

### 基本目標2：こどもの将来にわたるウェルビーイングを支援します

母子保健、幼児教育・保育、学校教育の充実を図るとともに、こどもの居場所づくりや若者に対する支援に取り組みます。こどもが幸せを感じながら、自らの可能性を広げ、自分らしく成長していけるよう、ライフステージに応じた支援を行います。

### 基本目標3：安心してこどもを育てることができるよう支援します

子育てに関する経済的な負担の軽減やひとり親家庭の自立支援、家庭や地域による子育て力の向上、ワーク・ライフ・バランスの推進などに取組、保護者が安心して子育てできる環境を整備します。



## 6 計画の体系

[ 基本理念 ]

[ 基本目標 ]

[ 基本施策 ]

こどもの未来を地域みんなで育てるまち  
甲州市

1 すべてのこどもが健やかに育つよう支援します

- (1) こども・若者の権利の保障
- (2) 切れ目のない相談体制の構築
- (3) 切れ目のない保健・医療の提供
- (4) 障害児支援・医療的ケア児等への支援
- (5) こどもの貧困対策
- (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- (7) 多様な遊びや体験、活躍ができる機会づくり
- (8) 安全・安心な環境づくり

2 こどもの将来にわたるウェルビーイングを支援します

- ※幼児期：義務教育年齢に達するまで
- ※学童期：小学生
- ※思春期：中学生から概ね18歳まで
- ※青年期：概ね18～30歳未満

誕生前から  
幼児期

- (1) こどもや保護者または養育者の健康の保持・増進
- (2) 質の高い幼児教育及び保育の提供体制の充実と施設の整備

学童期から  
思春期

- (1) 次代を担うこどもの生きる力を育成する学校の教育環境の整備
- (2) こどもの居場所の確保
- (3) いじめ・不登校への対応

青年期

- (1) 悩みや不安を抱える若者等への相談支援体制の充実
- (2) 出会いや結婚の支援
- (3) 若者の就労支援・雇用支援

3 安心してこどもを育てることができるよう支援します

- (1) 経済的な負担軽減の支援の推進
- (2) 家庭や地域の子育て力の向上
- (3) 就業生活と家庭生活の両立の推進
- (4) ひとり親家庭の自立支援の推進

## 7 施策の展開

### 基本目標 1 すべての子どもが健やかに育つよう支援します

#### 【 成果指標 】

指標名	現状 (令和7年度)	目標 (令和11年度)
子ども・若者の権利が大切にされていると思う 子ども・若者の割合※ <sup>1</sup>	中学生 68.5% 若者 58.6%	中学生 75.0% 若者 65.0%
自分のことを好きだと思う子ども・若者の割合※ <sup>2</sup>	小学生 85.8% 中学生 73.1% 若者 75.4%	小学生 90.0% 中学生 80.0% 若者 80.0%
困ったときに相談したり悩みを話せる人がいると 考える子ども・若者の割合※ <sup>3</sup>	小学生 97.6% 中学生 97.0% 若者 95.0%	小学生 98.0% 中学生 98.0% 若者 96.0%

※1 令和7年度実施の「甲州市子ども・若者実態調査」結果より、それぞれ「とても大切にされていると思う」「どちらかといえ  
ば大切にされていると思う」と回答した割合

※2 同調査結果より、それぞれ「好きだと思う」「どちらかといえば好きだと思う」と回答した割合

※3 同調査結果より、それぞれ「相談できると思う人はいない」と回答しなかった割合

#### 基本施策

#### ① 子ども・若者の権利の保障

すべての子どもや若者を権利の主体としてとらえ、意見を聴取する機会を創出するとともに、子どもや若者の人権について理解を深めるための周知や啓発を行います。

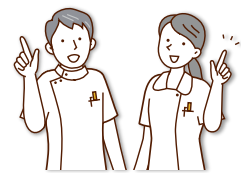


#### ② 切れ目のない相談体制の構築

それぞれのライフステージにおいて生じる困りごとや不安に対し、寄り添った支援を継続して実施できるよう、切れ目のない相談体制を構築します。

#### ③ 切れ目のない保健・医療の提供

子どもや若者が健やかに成長し、安心して生活できるよう、生涯を通じた健康づくりを目指し、保健・医療の提供から食習慣に至るまで子どもと家庭を包括的に支えていきます。



#### ④ 障害児支援・医療的ケア児等への支援

障害児や医療的ケア児が地域で安心して暮らし、成長できるよう、切れ目のない支援体制を構築します。地域での受け入れ体制を整備し、すべての子どもが尊厳をもって生活できる社会の実現を目指します。

#### ⑤ こどもの貧困対策

教育、生活、就労、保護者支援など多面的な支援を通じて、経済的困難を抱える家庭の子どもが、将来に希望を持てる環境を整えるため、支援体制を構築します。



#### ⑥ 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

児童虐待の未然防止と早期発見・対応を強化するとともに、社会的養護の質の向上を図ります。また、ヤングケアラーへの支援として関係機関と連携し、子どもの権利を守り、安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。

⑦ 多様な遊びや体験、活躍ができる機会づくり .....

こどもが心身ともに健やかに育つために、多様な遊びや体験、活躍できる機会を提供します。自然とのふれあいや文化・芸術活動、地域活動などを通じて、こどもが主体的に関わり、自己肯定感や社会性を育むことができる環境づくりに取り組みます。

⑧ 安全・安心な環境づくり .....

すべてのこどもたちが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを目指し、防犯・交通安全活動等により地域の力を高める活動を推進するとともに、道路や公園などの適切な整備を行います。

## 基本目標 2 こどもの将来にわたるウェルビーイングを支援します

### 【 成果指標 】

指標名	現状 (令和7年度)	目標 (令和11年度)
自分には居場所があると考えているこども・若者の割合※ <sup>1</sup> (ほっとでき、安心していられる場所の有無)	小学生 93.4% 中学生 97.5% 若者 96.8%	小学生 96.0% 中学生 98.0% 若者 98.0%
自分の将来に明るい希望があると考えるこども・若者の割合※ <sup>2</sup>	小学生 91.9% 中学生 82.3% 若者 74.3%	小学生 95.0% 中学生 85.0% 若者 80.0%

※1 令和7年度実施の「甲州市こども・若者実態調査」結果より、それぞれ「ある」と回答した割合

※2 同調査結果より、それぞれ「思う」「どちらかというと思う」と回答した割合

### 基本施策

#### ◆ 誕生前から幼児期

① こどもや保護者または養育者の健康の保持・増進 .....

妊娠前から妊娠期、出産、幼児期に至るまでの切れ目ない保健・医療の確保に取り組みます。母子の健康を守るため、妊産婦への相談支援、産前・産後ケアや乳幼児健診などを一体的に提供する体制を整備します。



② 質の高い幼児教育及び保育の提供体制の充実と施設の整備 .....

すべてのこどもたちが年齢に応じて健やかな育ちを確保できるよう、また、それぞれの時期に、希望に応じた教育・保育が受けられるよう環境を整えるとともに、多様化する様々なニーズに対応するため、保育環境の充実を図ります。

#### ◆ 学童期・思春期

① 次代を担うこどもの生きる力を育成する学校の教育環境の整備 .....

成長過程にあるこどもが、基本的な生活習慣や規範意識を形成し、基礎学力と体力を身に付け、命を大切にする心や思いやりの心を養えるように、児童生徒の教育を充実します。

② こどもの居場所の確保 .....

すべてのこどもが安心して過ごせる「居場所づくり」の推進が重要とされています。家庭や学校以外にも、こどもが自分らしく過ごすことができる居場所の整備を支援し、孤立の防止や健やかな成長を支える環境づくりを関係機関と連携して進めていきます。



③ いじめ・不登校への対応 .....

いじめの未然防止と早期発見・対応を徹底し、こどもが安心して学び、成長できる環境の整備に取り組みます。

不登校のこども一人ひとりの状況や思いに寄り添いながら、関係機関と連携し、こどもの自立と成長を支える切れ目のない支援体制の構築を推進します。

## ◆ 青年期

### ① 悩みや不安を抱える若者等への相談支援体制の充実

専門機関や地域の支援団体と連携し、悩みや不安を抱える若者やその家族が、安心して相談できる支援体制の構築を推進します。



### ② 出会いや結婚の支援

結婚を希望する若者が安心して新たな生活を始められるよう、結婚支援と新生活への支援に取り組みます。結婚・家庭形成を後押しする環境づくりを推進します。

### ③ 若者の就労支援・雇用支援

若者の自立を支えるため、就労支援や雇用・経済的基盤の安定に向けた取組を強化します。関係機関と連携し、若者の社会参加と経済的自立を支援します。

## 基本目標3 安心して子どもを育てることができるよう支援します

### 【 成果指標 】

指標名	現状 (令和7年度)	目標 (令和11年度)
自分の住んでいる地域は子育てしやすい地域だと思う若者の割合※1	若者 48.2%	若者 60.0%
甲州市で子育てしたいと思う親の割合※2 (令和6年度乳幼児健康診査問診項目)	3・4ヵ月児 98.0% 1歳6ヵ月児 99.2% 3歳児 96.4%	維持

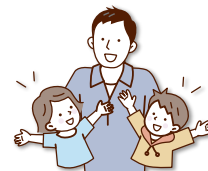
※1 令和7年度実施の「甲州市子ども・若者実態調査」結果より、「思う」「どちらかという思う」と回答した割合

※2 令和6年度実施の「乳幼児健康診査問診項目」結果より、それぞれ「思う」「どちらかという思う」と回答した割合

### 基本施策

#### ① 経済的な負担軽減の支援の推進

すべての家庭が安心して子育てできるよう、子育てや教育に関する経済的負担の軽減を図ります。家庭の経済状況にかかわらず、子どもが健やかに育ち学べる環境づくりに取り組みます。



#### ② 家庭や地域の子育て力の向上

地域で子育てを支える体制と、保護者が孤立せず安心して子育てできる環境づくりに取り組みます。保護者の不安や負担の軽減を図るため子育て家庭を包括的に支援します。

#### ③ 就業生活と家庭生活の両立の推進

共働き・共育ての推進とともに、仕事と生活の調和について、意識改革を図ります。また、男女がともに家庭と仕事の両立ができるよう職場の環境整備を求めていきます。



#### ④ ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭が安心して子育てできるよう、相談体制の整備や就労支援、子育て支援サービスの提供を通じて、こどもの健やかな成長を支えます。ひとり親家庭の実情に寄り添った支援体制の構築を推進します。

## 甲州市子ども計画（概要版）令和8年3月

発行：甲州市 編集：甲州市 子育て支援課

〒404-8501 山梨県甲州市塩山上於曾 1085-1

T E L 0553-32-5081 F A X 0553-32-5079